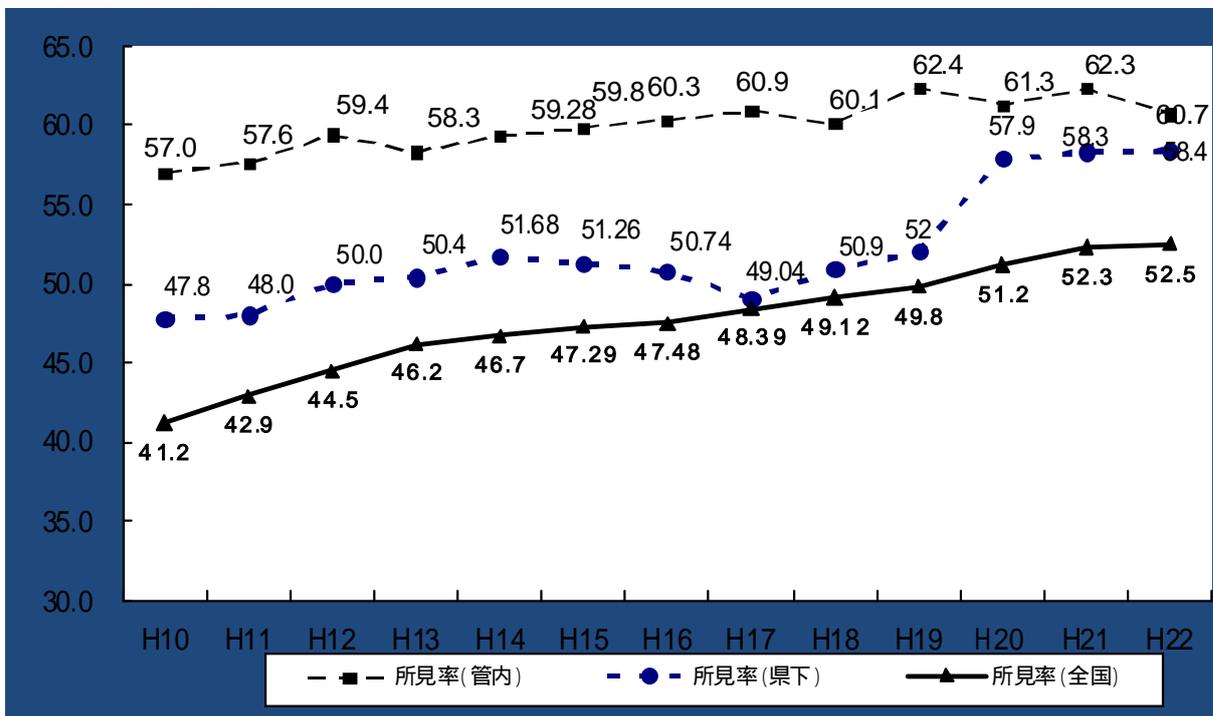


健康づくりを進めましょう

～有所見率改善の取組のためのポイント～

上越労働基準監督署



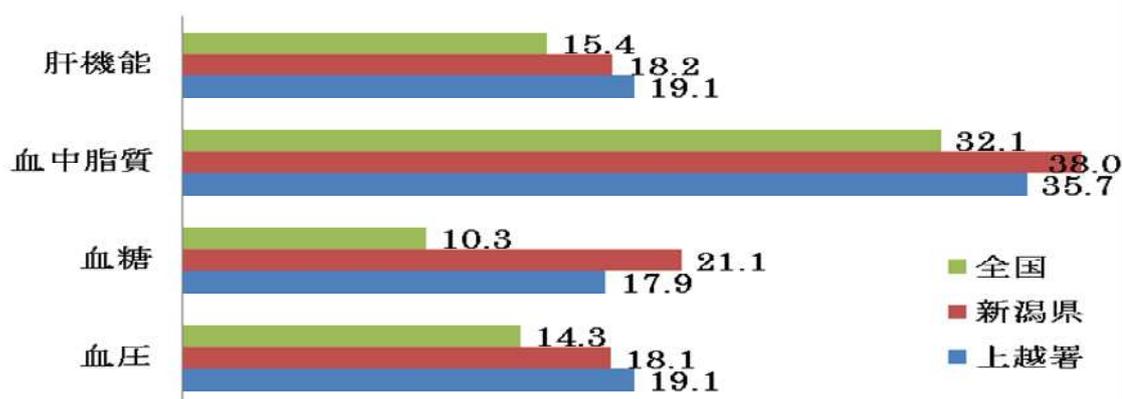
新潟県における**定期健康診断**の有所見率は、平成13年以降50%を超え、血中脂質検査、血圧、血糖検査及び尿検査（糖）の有所見率も全国的にも高くなっています。

また、過重労働による脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下、「脳・心臓疾患」という。）による労災支給決定件数は新潟労働局管内においても毎年数件発生しております。

脳・心臓疾患を予防するためには、必要な場合に労働時間の短縮、作業転換等の就業上の措置を行うことに加えて、定期健康診断における脳・心臓疾患関係の主な検査項目である血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査における有所見の状態の改善に取り組むことが重要です。

定期健康診断の有所見率の改善に向けて積極的に産業保健活動に取り組みましょう。

検査項目別の有所見率の状況（平成22年、%）



ポイント1

労働衛生管理体制の確立

労働者の健康づくりを進めるには、労働衛生管理体制（健康管理体制）の整備を図り、産業保健活動を活性化することが重要です。産業医、衛生管理者等の選任を行い、衛生委員会等における調査審議等を確実に実施しましょう。

ポイント2

定期健康診断の実施

- ・ 定期健康診断を実施し、労働者の有所見の状況を把握しましょう。
 - ・ 脳・心臓疾患関係の主な検査項目（血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査）については、有所見の分析を行い、改善に向けた取り組みに生かしましょう。
 - ・ 定期健康診断における胸部エックス線検査及び喀痰検査については、40歳未満の者（20歳、25歳、30歳、35歳の者を除く。）で、学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は特定の社会福祉施設において業務に従事する者及びじん肺法で3年に一回のじん肺健康診断の対象とされている労働者のいずれにも該当しないものについては、医師が総合的に判断して必要でない認めるときに限って、これを省略することができます。
- ※ 年齢等により機械的に胸部エックス線及び喀痰検査を省略しないでください。

ポイント3

定期健康診断実施後の処置

- ・ 定期健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、医師からの意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。
- ・ 産業医の選任義務がある労働者数50人以上の事業場においては、有所見者について、就業上の措置の必要性等について、産業医からの意見を聴くようにしましょう。
- ・ 産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場については、地域産業保健センターを利用して、医師等からの意見聴取を行きましょう。

上 越地域産業保健センター 〒943-0803 上越市春日野1丁目2-33 上越医師会内 電話 025-524-7111

糸魚川地域産業保健センター 〒941-0067 糸魚川市横町5-5-58 糸魚川市医師会内 電話 025-553-0950

ポイント4

定期健康診断結果の労働者への通知

- ・ 定期健康診断の結果を労働者の方に確実に通知しましょう。

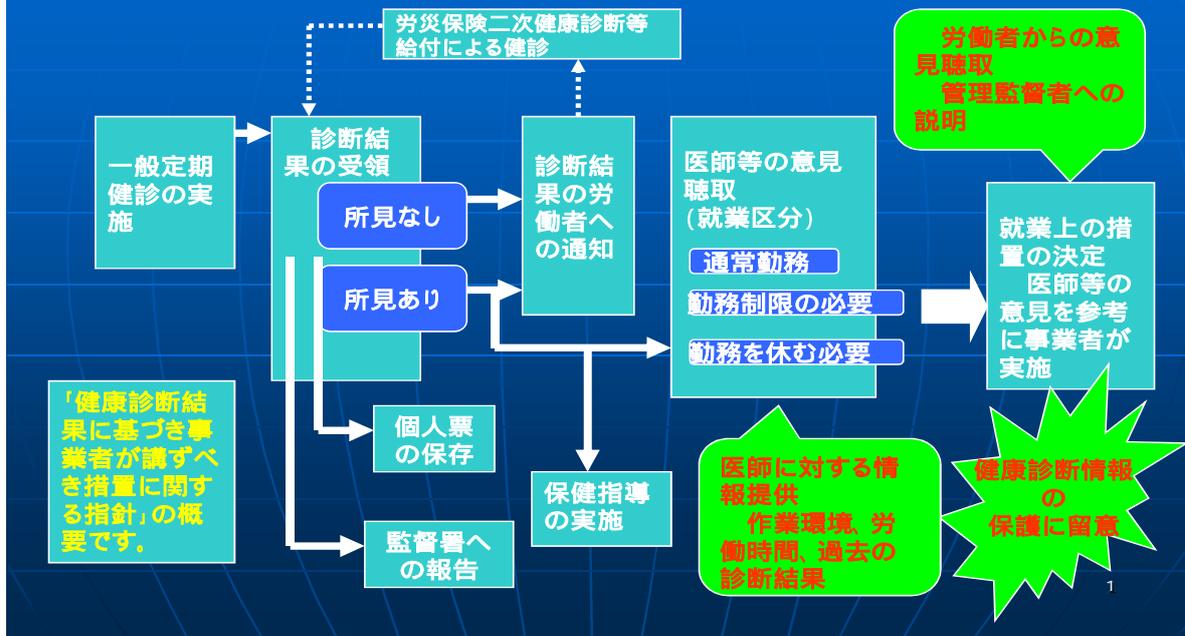
ポイント5

定期健康診断結果に基づく保健指導

- ・ 定期健康診断の結果に基づく医師又は保健師による保健指導は、再検査若しくは精密検査又は治療の勧奨にとどまらず、有所見の改善に向けて、食生活等の指導、健康管理に関する十分な情報提供をしましょう。
- ・ 保健指導は、事業者が実施するだけでなく、これに基づき労働者が自ら健康の保持に取り組まなければ効果が期待できないことから、労使一体となって健康づくりに努めましょう。

ポイント2～5までのフロー図

一般定期健康診断と事後措置の流れ



ポイント6 健康教育等の実施

- ・ 労働者が栄養の改善や運動等に取り組むことにより、有所見の改善が図られるようにするため個々の労働者の状況に応じた健康教育、健康相談等の必要な措置を適切に実施しましょう。
- ・ 健康教育等は、有所見者のほか、毎年検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者等を重点に行いましょう。

ポイント7 健康づくり計画の策定及びその実施

- ・ 定期健康診断結果等を分析し、有所見者のほか、毎年検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に所見のある者等にグループ化する等により、労働者の健康状態に応じた健康教育、運動指導、情報提供等の必要な産業保健指導のための計画を策定しましょう。
- ・ 計画には、例えば、9月を「定期健康診断有所見率改善強化月間」として定め、また、毎月、産業医が作業場等の巡視を行う日を「有所見率改善取組の日」と定める等により、健康づくりの機運の醸成を図りましょう。
- ・ 社内誌、電子メール、掲示等により重点的に労働者への啓発等を行いましょ。
- ・ 労働者ごと及び事業場全体について実施した保健指導、健康教育等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に評価し、その後充実強化すべき事項等を新たな計画に反映させましょう。

ポイント8

二次健康診断等給付制度の活用

定期健康診断等の結果において、脳・心臓疾患に関連する血圧の測定等の項目について異常の所見が認められる場合に、労働者の請求に基づき「二次健康診断等給付」が支給されます。同制度は「二次健康診断」及び「特定保健指導」を行うもので、費用負担はありません。

(1) 血圧の測定 (2) 血中脂質検査 (3) 血糖検査 (4) 腹囲の検査又は BMI(肥満度)の測定のすべての検査について異常の所見があると診断された場合に受けることができます。ただし、労災保険制度に特別加入されている方及び既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有している方は対象外となります。

一次健康診断を受診した日から3か月以内に請求する必要があります。1年度に1回のみ受けることができます。

労災保険二次健診等給付医療機関名簿(上越署管内)

名 称	電 話 番 号	住 所
独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟 労 災 病 院	(025)543-3123	上越市東雲町1-7-12
新潟県立中央病院	(025)522-7711	上越市新南町205
上越地域医療センター病院	(025)523-2131	上越市南高田町6-9
新潟県厚生農業協同組合連合会 けいなん総合病院	(0255)72-3161	妙高市田町2-4-7
(医)知命堂病院	(025)523-2161	上越市西城町3-6-31
新潟県厚生農業協同組合連合会 上越総合病院	(025)524-3000	上越市大道福田148-1
(医社)望月医院	(025)574-2451	上越市中郷区藤沢1064
(医)高田西城会 高田西城病院	(025)523-2139	上越市西城町2-8-30
佐藤医院	(025)544-8877	上越市春日新田2-8-10
上越地域総合健康管理センター	(025)524-7111	上越市春日野1-2-33
(医社)相澤内科医院	(025)523-8565	上越市昭和町1-3-26
新潟県厚生農業協同組合連合会 糸魚川総合病院	(0255)52-0280	糸魚川市大字竹ヶ花457-1

管内事業場の積極的な取り組み事例～有所見率の改善事業場における対策～



毎朝の自発的な健康維持活動を継続するとともに、各種のスポーツイベントに積極的に参加しています。(上越市、100～299人、製造業K社)



保健所と連携して、栄養士による栄養指導(減塩指導)を受けました。(上越市、300人～、製造業N社)



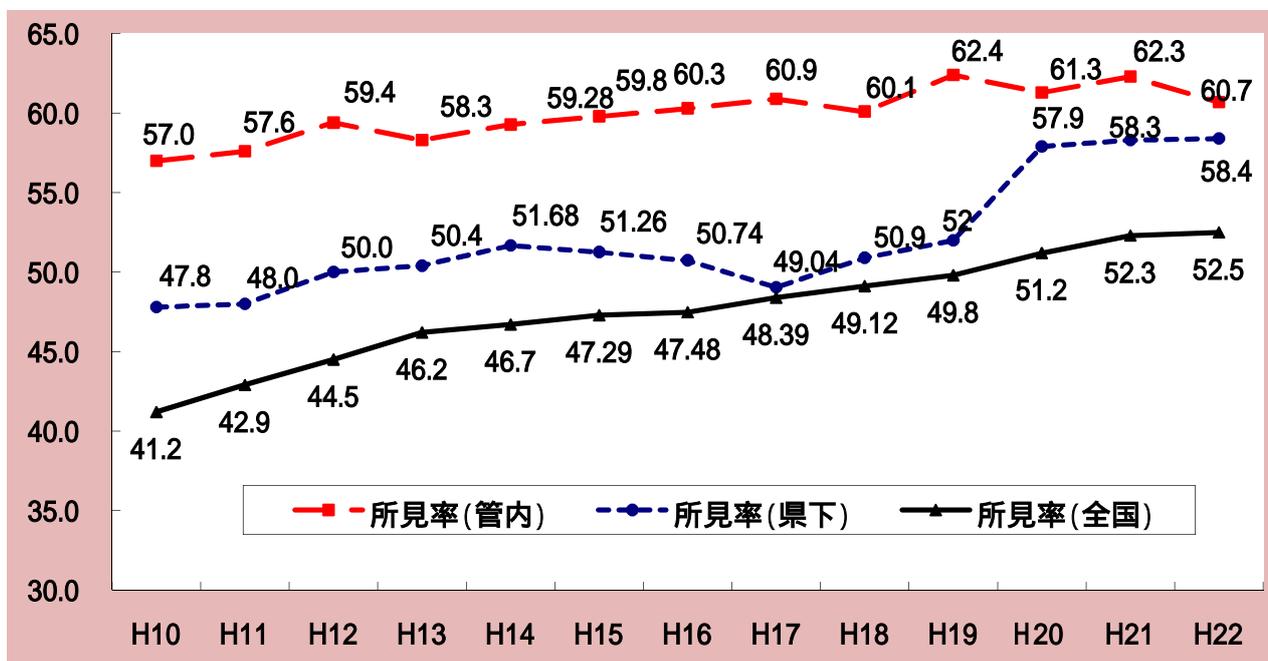
健康な体力作り(ポイント制によるチャレンジ活動)を推進するとともに、特定保健指導による生活習慣の改善を支援しています。(上越市、100～299人、製造業N社)



定期健康診断結果(平成22年)の概要

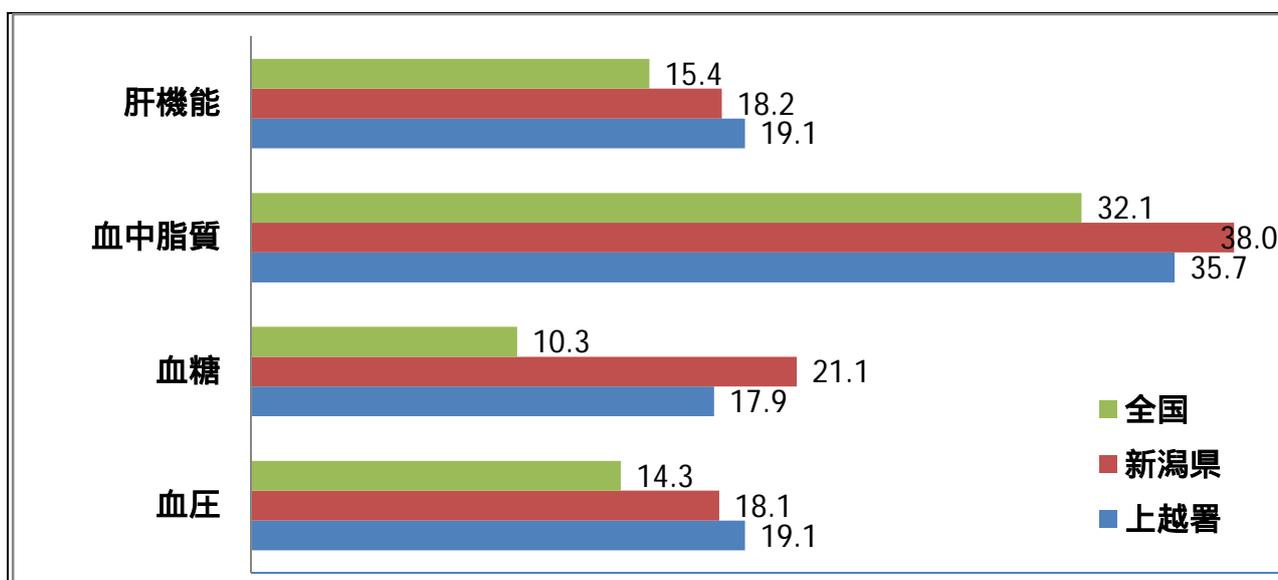
上越労働基準監督署

1 有所見率の推移



当署管内の有所見率は60%を境に高止まりをしており、新潟県下より常に上回る状況にあります。

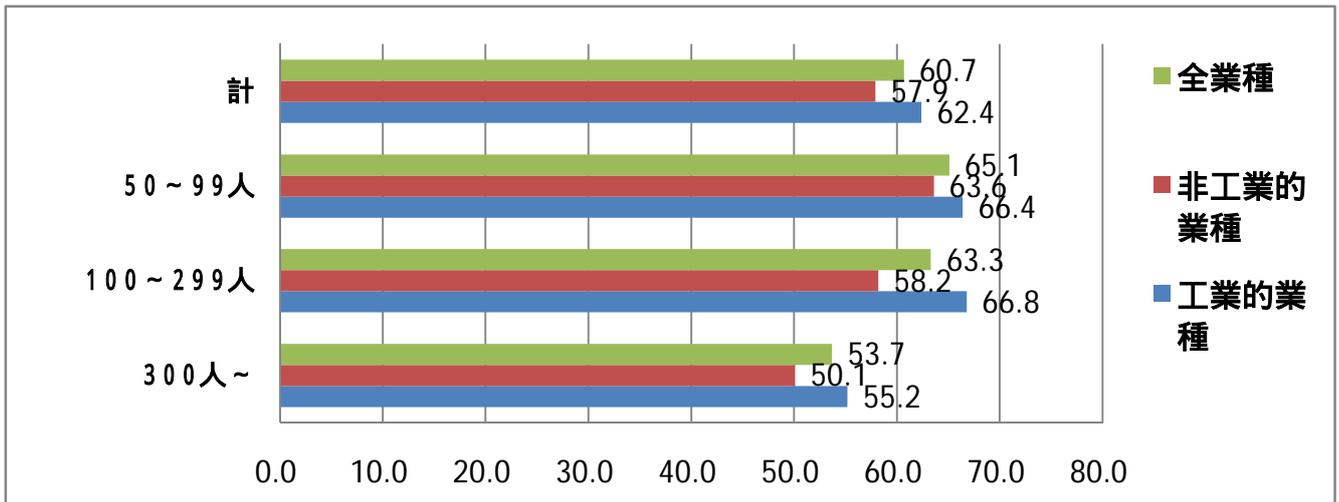
2 主要検査項目別の有所見率の状況



主要検査別では、新潟県との概して大きな違いはみられないものの、全国とは各検査とも5ポイント内外の開きがみられます。

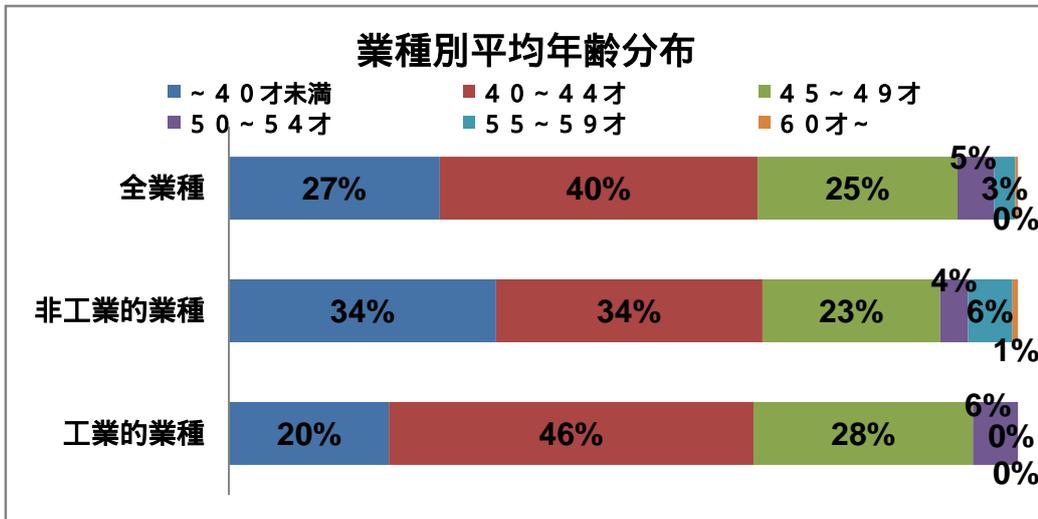
注 「工業的業種」とは、製造業、建設業、運輸交通業などを行い、「非工業的業種」とは、工業的業種以外の商業、保健衛生業、接客娯楽業などを行います。

3 規模別 / 業種別有所見率の状況

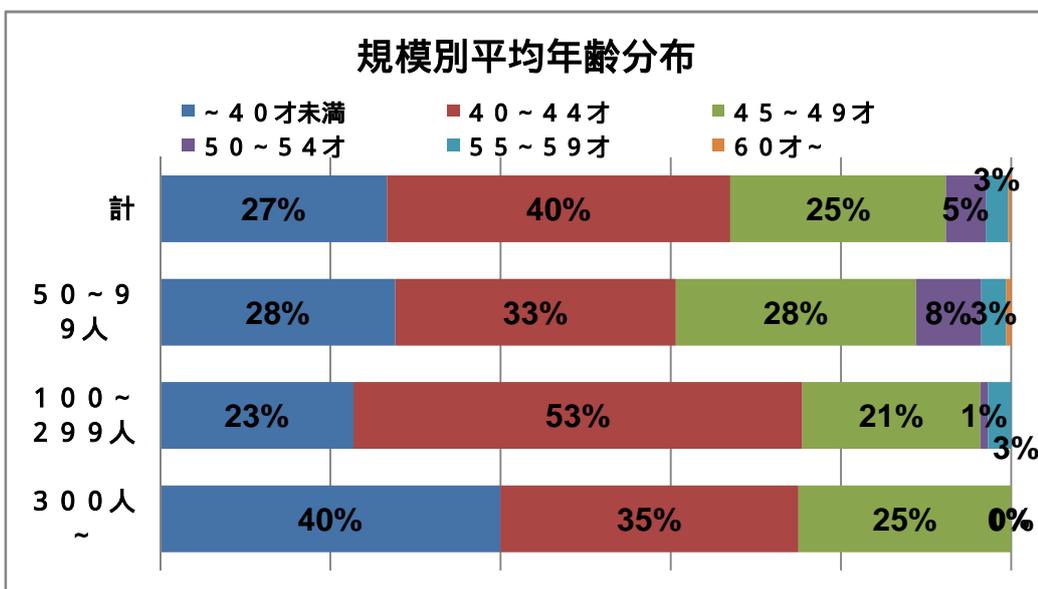


有所見率は、工業的業種が非工業的業種より高く、事業場規模が小さいほど高い状況がみられます。

4 平均年齢との関係 有所見率とは一定の相関関係がうかがわれます。



規模にかかわらず有所見率が(相対的に)高い工業的業種の平均年齢は、「40才~49才」がほぼ3/4を占めています。非工業的業種の平均年齢は、約1/3が「40才未満」となっています。



有所見率が高い50~99人規模事業場では、平均年齢「45~49才」の比率が高く、有所見率が低い300人~規模事業場では、平均年齢「~40才未満」の比率が高くなっています。

注 「工業的業種」とは、製造業、建設業、運輸交通業などをいい、「非工業的業種」とは、工業的業種以外の商業、保健衛生業、接客娯楽業などをいいます。

～報告用紙に関するお知らせ～

労働者死傷病報告等のOCR（光学文字読み取り式）様式を黒枠帳票（ダウンロード、白黒印刷可）で報告することができるようになりました。

※ 従来のOCR様式も使用できます

対象となる様式

- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告（安衛則様式第3号）
- 定期健康診断結果報告書（安衛則様式第6号）
- 免許申請書（安衛則様式第12号）
- 所持免許申告欄（安衛則様式第12号（別紙））
- 有害物ばく露作業報告書（安衛則様式第21号の7）
- 労働者死傷病報告（安衛則様式第23号）
- 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第3号）
- 有機溶剤等健康診断結果報告書（有機則様式第3号の2）
- 鉛健康診断結果報告書（鉛則様式第3号）
- 四アルキル鉛健康診断結果報告書（四鉛則様式第3号）
- 高気圧業務健康診断結果報告書（高圧則様式第2号）
- 電離放射線健康診断結果報告書（電離則様式第2号）
- 石綿健康診断結果報告書（石綿則様式第3号）
- じん肺健康管理実施状況報告（じん肺則様式第8号）
- 指導勧奨による特殊健康診断結果報告書

黒枠帳票は厚生労働省ホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/index.html>

上越労働基準監督署 安全衛生課
〒943-0803
上越市春日野 1-5-22
電 話 025-524-2111
F A X 025-524-2964

